

# 令和健康科学大学施設使用料金規程

(趣旨)

第1条 令和健康科学大学施設使用規程（以下「使用規程」という。）第10条に定める令和健康科学大学（以下「大学」という。）の施設の使用料金に関する取扱いは、この規程に定めるものとする。

(使用料金)

第2条 大学の施設の使用料金は、別表1のとおりとする。

- 2 本学の教職員及び学生が使用を許可された場合は、使用料金・休日管理料を徴収しない。
- 3 学外者が、大学の施設を日曜日、休日に使用する場合は、別表2の休日管理料を徴収する。

(使用料の減額)

第3条 学外者で、以下の各号に該当する者は、使用料金を減額とすることができる。

- (1) 大学が指定した法人の施設又はその法人に所属する者
- (2) 学長が特に認めた者

(使用料金の支払い)

第4条 使用する者は、大学が発行する請求書が届き次第、所定の期日までに速やかに指定された口座へ使用料金を納付すること。

(その他)

第5条 既納の使用料は還付しない。ただし自然災害等や、その他使用者の責に帰すことができない事由により使用できない場合にあつては、この限りではない。

附則

この規程は、令和4月 12月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和5月 7月 1日から改正する。

別表 1

部屋番号	名 称	半日料金 (4時間) (円)	終日料金 (8時間) (円)	1時間の 料金 (円)
	フットサルコート	40,000	80,000	10,000
	テニスコート	40,000	80,000	10,000
	体育館	20,000	40,000	5,000
1104～1107	講義室	5,000	10,000	1,250
1109	看護実習室 1	10,000	20,000	2,500
	母子実習室	10,000	20,000	2,500
	感染予防実習室	10,000	20,000	2,500
1114	相談室	5,000	10,000	1,250
1115	面談室	5,000	10,000	1,250
1113A	カンファレンスルーム 1	10,000	20,000	2,500
1208	作業実習室 1	10,000	20,000	2,500
1209A	演習室	5,000	10,000	1,250
1210A	講義室	5,000	10,000	1,250
1211A	視聴覚教室	5,000	10,000	1,250
1301	グローバルサロン	10,000	20,000	2,500
1302～1307	講義室	5,000	10,000	1,250
1308	カンファレンスルーム 2	10,000	20,000	2,500
1309A	演習室	5,000	10,000	1,250
1310A	講義室	5,000	10,000	1,250
1311A	講義室	5,000	10,000	1,250
1401	補装具室	5,000	10,000	1,250
1402	作業実習室 2	5,000	10,000	1,250
1403	講義室	5,000	10,000	1,250
1404	ADL 訓練室	5,000	10,000	1,250
1405	講義室	5,000	10,000	1,250
1406	講義室	5,000	10,000	1,250
1407	レクレーション室	5,000	10,000	1,250
1408・1409	評価実習室・機能訓練室	10,000	20,000	2,500
1410A	演習室	5,000	10,000	1,250

1411A	看護実習室 2	5,000	10,000	1,250
1501	情報処理室	5,000	10,000	1,250
1502	講義室	10,000	20,000	2,500
1503	大講義室	15,000	30,000	3,750
1504	治療室 1	5,000	10,000	1,250
1505	治療室 2	5,000	10,000	1,250
1506	治療室 3	5,000	10,000	1,250
1507A	演習室	5,000	10,000	1,250
1508A	講義室	5,000	10,000	1,250
1509A	講義室	5,000	10,000	1,250
1601A	演習室	5,000	10,000	1,250
1602A	講義室	5,000	10,000	1,250
2101	メインホール	20,000	40,000	5,000
	グローバルラウンジ等	20,000	40,000	5,000
2402	看護実習室 4	15,000	30,000	3,750
2403	演習室	5,000	10,000	1,250
2404	演習室	5,000	10,000	1,250
2405	演習室	5,000	10,000	1,250
2406	演習室	5,000	10,000	1,250
2407	演習室	5,000	10,000	1,250
2408	演習室	5,000	10,000	1,250
2409	演習室	5,000	10,000	1,250
2410	演習室	5,000	10,000	1,250
2501	講義室	5,000	10,000	1,250
2502	作業実習室	10,000	20,000	2,500
2503	講義室	5,000	10,000	1,250
2504	講義室	5,000	10,000	1,250
2505	基礎医学実習室	10,000	20,000	2,500
2506	講義室	5,000	10,000	1,250
2507	講義室	5,000	10,000	1,250
2601	講義室	5,000	10,000	1,250
2603	講義室	5,000	10,000	1,250
2604	講義室	5,000	10,000	1,250
2605	講義室	5,000	10,000	1,250

2606	講義室	5,000	10,000	1,250
2607	講義室	5,000	10,000	1,250
2608	講義室	5,000	10,000	1,250
2609	講義室	5,000	10,000	1,250
2610	講義室	5,000	10,000	1,250
2912	大会議室	10,000	20,000	2,500
2914	応接室	5,000	10,000	1,250
2917	中会議室	5,000	10,000	1,250

〈料金規定〉

▶昼間帯（9時～17時）の施設利用について

- ・会場使用料は、開始時間から終了時間までの時間数を4時間単位で計算し請求する。

例) 2時間使用→4時間分(半日)の料金。

5時間使用→8時間分(終日)の料金。

※午前中から使用して13時を跨いだ場合、終日料金となる。

▶夜間帯（17時～19時・19時30分）の施設利用について

- ・17時以降に施設を使用する場合は、1時間単位で計算し請求する。

▶利用時間の延長について

- ・体育館以外の施設の使用時間の延長は19時までとし、17時以降の延長料金は1時間単位で計算し請求する。

例) 20分使用→1時間分の料金

- ・体育館の使用時間の延長は19時30分までとし、17時以降の延長時間は1時間単位で計算し請求する。

例) 2時間30分使用→3時間分の料金。

- ・学長が特に認めた場合、使用時間を22時まで延長することができるが、17時以降の使用については、1時間単位で計算し請求する。

別表2

休日管理料	20,000円 延長の場合は、+10,000円	
-------	----------------------------	--

※休日管理料は、1日単位で徴収